

9.5 自然科学教育部における修業年限の特例に関する申合せ

平成30年4月13日
教育部教授会決定
改訂平成31年2月8日

熊本大学大学院学則第44条及び46条に定める本教育部の修了要件のうち、修業年限の特例に関し、「優れた業績を上げた者(博士前期課程)」及び「優れた研究業績を上げた者(博士後期課程)」の適用に当たっては、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 適用条件

次の条件を全て満たした者とする。

イ) 博士前期課程

(1) 優れた業績を上げるなど、優秀で博士後期課程に進学を希望する者。本教育部に1年以上在学見込みの者で、修了要件単位を修得(又は修得見込み)していること。

(2) 各専攻で別に定める条件があれば、それを満たしていること。

ロ) 博士後期課程

(1) 権威ある学術専門誌に掲載(掲載決定のあったものを含む。)された論文があり、かつ、その内容が学問的に価値が高いものであること等特に優れた研究業績を上げた者。

(2) 本教育部に1年以上(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上。ただし、休学期間を除く。)在学見込みの者で、修了要件単位を修得(又は修得見込み)していること。

(3) 各専攻で別に定める条件があれば、それを満たしていること。

2 提出書類

主任指導教員は、修業年限の特例に該当すると認められる者があるときは、所属のコース会議又は教育プログラム会議の議を経た上、専攻長を通じ、次の書類を添え、教育部長に推薦するものとする。

イ) 博士前期課程

(1) 推薦書(別紙様式1)

(2) 学位論文要旨の草稿(別紙様式2)

(3) 履歴書(別紙様式4)

(4) 成績証明書(自然科学教育部発行のもの)

(5) 研究業績書(別紙様式5)

(6) その他参考となる書類(学会及び社会における活動、受賞等を記入すること。)

ロ) 博士後期課程

(1) 推薦書(別紙様式1)

(2) 学位論文要旨の草稿(別紙様式2)

(3) 論文目録(別紙様式3)

(4) 履歴書(別紙様式4)

(5) 研究業績書(別紙様式5)

(6) 公表論文の別刷(優れた研究業績の対象となる論文を含む。公表予定のものについては、学術専門誌に掲載決定が確認できる書類を添付すること。)

(7) その他参考となる書類(学会及び社会における活動、受賞等を記入すること。)

3 修業年限特例審査委員会

教育部長は、修業年限の特例の適用の推薦があったときは、その都度、課程ごとに理学専攻及び工学系専攻の別に、修業年限の特例の適用資格を審査する修業年限特例審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、上記1の適用条件を満たしているか否かについて審査を付託するものとする。

委員会の組織、運営等に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 委員会は、被推薦者が理学専攻所属の場合は各コース長、被推薦者が工学系専攻所属の場合は次の表に掲げる教育プログラムの長をもって構成する。ただし、コース・教育プログラム長が主任指導教員の場合は、その代わりにの者を委員とする。

博士前期課程

専攻	教育プログラム
土木建築学専攻	・土木工学教育プログラム又は地域デザイン教育プログラム ・建築学教育プログラム
機械数理工学専攻	・機械工学教育プログラム又は機械システム教育プログラム ・数理工学教育プログラム
情報電気工学専攻	・電気工学教育プログラム、電子工学教育プログラム又は情報工学教育プログラム
材料・応用化学専攻	・応用生命化学教育プログラム又は応用物質化学教育プログラム ・物質材料工学教育プログラム

博士後期課程

専攻	教育プログラム
工学専攻	・広域環境保全工学教育プログラム又は社会環境マネジメント教育プログラム ・人間環境計画学教育プログラム又は循環建築工学教育プログラム ・先端機械システム教育プログラム又は機械知能システム教育プログラム ・応用数理教育プログラム ・先端情報通信工学教育プログラム、機能創成エネルギー教育プログラム又は人間環境情報教育プログラム ・物質生命化学教育プログラム ・物質材料工学教育プログラム

- (2) 委員長は、教育部長が指名する。
- (3) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- (4) 委員会における適用条件の判定は、投票により行い、委員総数の4分の3以上の賛成を必要とする。(委員がやむを得ず出席できない場合は、代理者(教授会構成員に限る。)の出席を認め、投票も可とする。)
- (5) 委員長は、委員会での審査結果を教育部長に報告するものとする。(別紙様式6)

4 判定

教育部長は、委員会の審査に基づき、被推薦者の所属に応じて理学系教育部会議又は工学系教育部会議に、適用の可否の判定を付託するものとする。この場合において、博士後期課程の者については、学位論文の予備審査申請前に判定を得なければならない。

5 学位審査

修業年限特例の適用を受ける者の学位審査に関しては、通常の課程修了者に係る学位審査の場合と同様とする。

附 則

この申合せは、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。